

三島市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)第8条の規定により、三島市域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に、三島市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を作成した。

* 詳細版は三島市ホームページまたは情報公開コーナーで閲覧可能

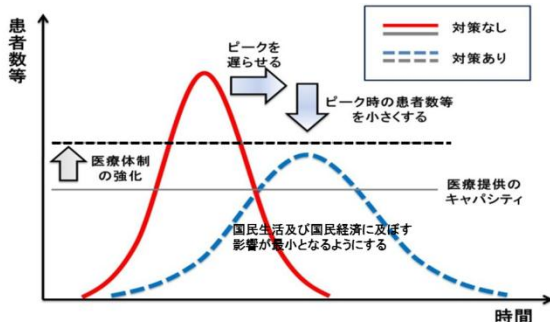
【市行動計画の構成】

1 総論 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 (2) 取組の経緯 (3) 行動計画の作成	
2 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針 (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 (4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定 (5) 対策推進のための役割分担 (6) 市行動計画の主要6項目 (7) 発生段階	【主要6項目】 ア 実施体制 イ 情報提供・共有 ウ 予防・まん延防止 エ 予防接種 オ 医療等 カ 市民生活・地域経済の安定の確保
3 各段階における対策 (1) 未発生期 (2) 海外発生期 (3) 国内発生早期 (4) 国内感染期 (5) 小康期	

【目的及び基本的な戦略】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策効果の概念図(引用:政府行動計画)



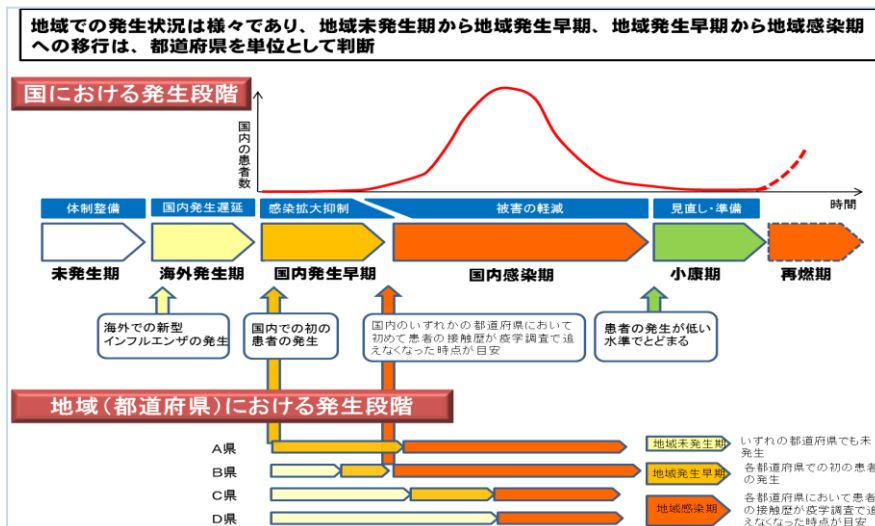
【留意点】

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

【被害想定】

- 医療機関受診患者数:約 1万 1,400人
～約 2万 1,800人
- 入院患者数(中等度):約 460人
(重度):約 1,750人
- 死者数(中等度):約 150人
(重度):約 560人

【発生段階の考え方】



(引用:政府行動計画)

【各段階における主な対策】

★緊急事態宣言時 ☆国・県の要請有りの場合

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
市実施体制	<ul style="list-style-type: none"> * 市内連絡会 * 災害時医療救護対策連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ※任意の市対策本部設置可 	<ul style="list-style-type: none"> * 市対策本部★ ※緊急事態解除宣言後に廃止 		<ul style="list-style-type: none"> * 市内連絡会 * 災害時医療救護対策連絡会
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> * 継続的な情報提供 * 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 設置 	<ul style="list-style-type: none"> 体制充実・強化 		<ul style="list-style-type: none"> 縮小
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> * 個人における対策の普及 * 学校等における集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告の調査、県へ報告 		<ul style="list-style-type: none"> * 外出自粛要請★☆ * 施設使用制限等★☆ 		
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> * 特定接種体制の構築 * 特定接種を行う登録事業者に関する国への協力 * 住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> * 職員への特定接種の実施 * 住民接種の実施準備 		<ul style="list-style-type: none"> 実施（臨時の予防接種★、新臨時接種） 	
医療等	<ul style="list-style-type: none"> * 二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> * 国・県が発信している医療体制についての周知 	<ul style="list-style-type: none"> * 医療等の実施の要請等☆ 	<ul style="list-style-type: none"> * 在宅で療養する患者への支援 * 臨時の医療施設の設置★☆ 	
市民生活・地域経済の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 要配慮者生活支援の準備 * 埋葬・火葬体制整備の準備 * 物資及び資材の備蓄 * 感染性廃棄物の収集、処理体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> * 遺体の一時安置準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 生活関連物資等の価格安定措置★ * 水の安定供給★ * 緊急物資の運送等★☆ 	<ul style="list-style-type: none"> * 埋葬・火葬の特例実施★ * 要配慮者生活支援★ * 特定物資の売渡しの要請等★☆ 	

★緊急事態宣言

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。